

「湯沢市文化財保存活用地域計画（案）」に係るパブリックコメント一覧

NO.	意見概要	湯沢市教育委員会の考え方等
1	<p>① 湯沢市文化財コーディネーターを募集して育成し、コーディネーターを中心に文化財の調査・登録を進めていくべきであると考えます。</p>	<p>1. 歴史文化の次代への確実な維持・継承                      (1)把握調査・研究についての方針に「市民研究員制度の導入やボランティア等、市民を巻き込んだ組織を整備する」、措置に「市民研究員制度の導入」（個々のテーマに沿った調査研究活動を資料館の内外で実施する市民研究員制度の導入による調査研究活動の裾野拡大）とあり、進めてまいります。                      さらに、文化財保存活用アドバイザーを設置し、未指定文化財の調査や市民研究員への助言等、専門的見地から計画の推進を図ります。</p>
	<p>② 未登録の文化財を国の新設した登録無形(民俗)文化財への登録を急ぐべきであると考えます。</p>	<p>1. 歴史文化の次代への確実な維持・継承                      (3)保存・継承についての方針に「文化財の評価・価値づけの標準化を行い、市として貴重なものと認められる場合は、積極的に指定・登録を進めていきます」、措置に「文化財の指定・登録等の推進(調査による価値づけが明確な文化財の指定・登録を進める)」とあり、進めてまいります。</p>

2	<p>①P21「温泉関係図」、P29「展示施設配置図」の図中に「稲川地区センター」の表記があるが、誤植ではないでしょうか。</p>	<p>「稲庭地区センター」の誤りであり訂正いたします。</p>
	<p>②P76「佐竹南家御日記翻刻事業」の事業主体が文化財担当単独となっていますが、周知や案内板設置等については、他の文化財と同様、観光部局と共同で行うことでより効率的・効果的に市民および観光客に周知できるのではないのでしょうか。</p>	<p>「佐竹南家御日記翻刻事業」の周知や普及に関連する事業については、観光部局等他部署と連携して進めてまいります。</p>
	<p>③旧稲川町教育委員会が建立した史跡標が稲川地域に点在していますが、そのうち「指定文化財一覧」「未指定文化財一覧」に記載されていない史跡が複数確認できます。史跡標を建立した史跡の詳細は旧町時代に整理されているものと思われませんが、「湯沢市の文化財」として一律に追加されていないのはどのような理由でしょうか。また、現時点で一覧に記載されていないこれらの史跡は今後、どのように取り扱われるのでしょうか。</p>	<p>周知の遺跡について把握済の件数に加えるとともに、資料編にその内訳を掲載いたします。</p>